

## 鳥取県告示第197号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成24年6月14日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館
〃	平成24年6月18日（月）	〃	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
〃	平成24年6月22日（金）	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成24年6月26日（火）	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成24年6月28日（木）	午前10時から 正午まで	米子市彦名町2850-1 米子市彦名公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成24年7月2日（月）	〃	米子市富益町788 米子市富益公民館